

議案第 6 4 号

羽曳野市老人の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市老人の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 26 年 12 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）の制定に伴い、老人の医療費の助成対象者の規定整備を行うとともに、その他所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市老人の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市老人の医療費の助成に関する条例(昭和46年羽曳野市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和48年厚生省衛発第242号)に規定する疾患を有する者」を「平成26年4月1日現在の特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和48年厚生省衛発第242号)に規定する疾患のうち、国の難病としての公費負担医療の対象となる疾患を有する者」に改める。

第3条第2項第1号中「行われた」を「行われる」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第1項第2号の規定は、この条例の施行の日以後において第6条に規定する医療証の交付を受ける者について適用し、同日前において医療証の交付を受けた者については、当該医療証の有効期間中は、なお従前の例による。

羽曳野市老人の医療費の助成に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(対象者)</p> <p>第 2 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、羽曳野市内に住所を有する国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)による被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、65 歳以上の者で次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>平成 26 年 4 月 1 日現在の特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和 48 年厚生省衛発第 242 号)に規定する疾患のうち、国の難病としての公費負担医療の対象となる疾患を有する者</u>で、前年の所得(1 月から 6 月までの間に新たに適用を受けようとする者は前々年の所得。以下同じ。)が規則で定める額以下のもの</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第 3 条 1 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、その給付の額を限度に助成を行わない。</p> <p>(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われるとき。</p> <p>(2) 省略</p> <p>以下省略</p>	<p>(対象者)</p> <p>第 2 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、羽曳野市内に住所を有する国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)による被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律(以下「社会保険各法」という。)による被保険者(日雇特例被保険者を含む。以下同じ。)、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、65 歳以上の者で次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>特定疾患治療研究事業実施要綱(昭和 48 年厚生省衛発第 242 号)に規定する疾患を有する者</u>で、前年の所得(1 月から 6 月までの間に新たに適用を受けようとする者は前々年の所得。以下同じ。)が規則で定める額以下のもの</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第 3 条 1 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、その給付の額を限度に助成を行わない。</p> <p>(1) 対象者の疾病又は負傷について、国又は地方公共団体の負担による療養に関する給付が行われたとき。</p> <p>(2) 省略</p> <p>以下省略</p>